

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600158号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600093号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月25日の標準賞与額を1万8,000円、平成16年2月25日の標準賞与額を7万2,000円、同年8月25日の標準賞与額を14万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録がない。各請求期間に係る給与明細書を添付するので、調査の上、年金額に反映するよう標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、同社から請求期間①は1万8,548円、請求期間②は7万2,342円、請求期間③は14万2,461円の賞与を支給され、請求期間①は1万8,000円、請求期間②は7万2,000円、請求期間③は14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、代表清算人の陳述により、請求期間①は平成15年8月25日、請求期間②は平成16年2月25日、請求期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日に係る請求者の賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。